

経験者採用に関するQ & A

1 試験について

Q1 居住地による採用試験の有利・不利はありますか。

A1

試験成績に影響することはありません。ただし、土木技術職は、令和3年8月5日現在、静岡県外に居住していることが条件となります。

※合格した場合、採用後に富士市に居住する必要があります。(一般事務職・土木技術職)

Q2 前職の経験が活かされる配属となりますか。

A2

これまで培われた知識や経験等を活かせるよう配属先を考慮します。

採用後の配属先の例

(一般事務職) 企画調整、システム関連、シティプロモーション関連、福祉関連、産業振興関連、環境関連、教育関連など

(土木技術職) 道路、河川、上下水道など

(調理員) 市内小中学校、学校給食センター、保育園など

Q3 給与額はどのくらいですか。

A3

初任給は、学歴や採用される以前の職歴等に応じて、一定の基準により決定します。

採用試験案内(P3)に給与等の例を紹介していますので参考にご覧ください。

※給与見込額の個別試算等には対応いたしかねますことを御了承ください。

2 職務経験について

Q1 複数の職務経験はどのように通算しますか。

A1

1つの民間企業等で満1年以上の期間について、複数のものを通算することができます。職務経験を合算し、1カ月未満の期間がある場合は30日をもって1月と計算します。

(例1) A社2年、B社1年6ヶ月20日、C社1年5ヶ月10日

→4年11ヶ月30日→通算5年となり、受験資格あり。

(例2) A社4年、B社6ヶ月20日、C社5ヶ月10日

→B社とC社は1年に満たないため、通算4年となり、受験資格なし。

Q2 週の勤務日数が3日や4日の場合、職務経験期間に該当しますか。

A2

勤務時間が週30時間以上であれば職務経験期間に該当します。

Q3 契約社員として6ヶ月働き、その後正社員として4年6ヶ月働いた場合、受験資格に該当しますか。

A3

同一企業で、間を空けずに雇用関係が継続していれば、雇用形態が変更しても継続した期間とみなしますので、該当します。

Q4 NPO活動や青年海外協力隊等での活動期間は職務経験期間に該当しますか。

A4

週30時間以上業務に従事し、収入を得ていれば該当します。

会社に在籍したまま当該活動に従事した場合は、勤務先の職務経験期間となります。

Q5 会社名が変更になった場合、職務経歴期間は通算できますか。

A5 会社名が変更されても、その会社が元は同一であり、その会社に継続して勤務していれば通算することができます。

Q6 出向し、別の会社に勤務した職務経歴期間は通算できますか。

A6 元の会社に在籍したまま出向したことが証明できれば、元の会社での職務経歴として通算することができます。

Q7 国家公務員や他の地方公共団体における在職期間は職務経歴期間に該当しますか。

A7 該当します。

Q8 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は職務経歴期間に含まれますか。

A8 育児休業や病気休職等の休業期間は、職務経歴期間に含めることができません。

3 職務経歴の証明について

Q1 申込の際、職務経歴期間を証明する会社発行の書類等が必要ですか。

A1 申込や受験時には証明書の提出は必要ありませんが、最終合格者は、職歴等を証明する書類等を提出していただきます。(必要な職務経歴期間の確認ができない場合は、採用(内定)取消となります。)

Q2 勤務していた会社が倒産し、職務経歴期間の証明書が提出できない場合はどうしますか。

A2 雇用保険受給資格者証など、職歴が証明できる公的な書類を提出していただきます。

Q3 自営業の場合、職務経歴期間の証明は何を提出すればよいですか。

A3 事業所の代表者名で作成する職歴証明書に加え、営業時間や営業日など客観的に証明できる書類を提出していただきます。

4 試験申込書における職歴の記載方法について

Q1 受験申込時点で会社に在職している場合、「職務経歴期間」の終期はどのように記入すればよいですか。

A1 職務経歴期間については、令和4年3月31日時点の職務経歴期間で、受験資格の有無を判定します。現在在職中の会社の退職日が決まっていない場合は、「令和4年3月31日現在の見込み」で記入してください。

Q2 職務経歴書の職務経歴期間欄について、同一の会社の中で異動等により複数の部署を経験してきた場合には、どのように記入すればよいですか。

A2 できるかぎり一つにまとめて記入してください。
ただし、記入欄に記載しきれない場合は、複数の欄に分けて記入しても構いません。